

入 居 者 ・ ご 家 族 ・ 保 証 人 様

社会福祉法人 佐 保 会
理事長 磯 邊 ゆ う

生活費および暖房費(利用料)改定のお知らせ

拝啓 皆様におかれましては、平素より当施設の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の全国的な物価・光熱費の高騰、および各種委託費・人件費の上昇が続く中、当施設におきましても、入所者様の安心・安全な生活を維持するため、徹底した経費削減と効率的な運営に努めてまいりました。しかしながら、法人独自の努力のみでは現在のサービス品質および食事・居住環境を維持することが極めて困難な状況となっております。

このような社会情勢を踏まえ、この度、所轄庁の奈良市より「奈良市軽費老人ホーム利用料等取扱規程」の改正通知(令和8年7月28日奈福介福第208号)が発出されました。これに伴い、大変心苦しい限りではございますが、令和8年10月1日より、下記のとおり利用料(生活費・暖房費)の改定をさせていただくこととなりました。

入所者様およびご家族、保証人の皆様には、多大なご負担をおかけすることとなり誠に恐縮ではございますが、諸事情をご賢察いただき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定時期 令和8年10月1日 ご利用分より新料金となります

2. 改定内容

生活費【現行】57,110円 ⇒ 【改定後】60,150円(月額 3,040円の引上げ)

暖房費【現行】2,230円 ⇒ 【改定後】2,370円(月額 140円の引上げ)

合計負担増 月額 3,180円 の引上げとなります。

※サービス提供費(本人の前年所得に応じた階層料金)等、その他の費用に変更はございません。

3. 生活保護を受給されている方、およびご事情のある方へ

生活保護受給中の方:

今回の改定に伴い、生活保護課への手続きが必要となる場合がございます。詳細については、施設より担当ケースワーカー様へ直接確認および連携を行いますので、ご安心ください。

経済的なご事情等により支払いが困難な方:

本人の年金受給状況や個別の事情に応じ、所轄庁の指導に沿って個別にご相談を承ります。ご不安な点がございましたら、ご遠慮なく下記担当者までご連絡ください。

4. 本件に関するお問い合わせ窓口軽費老人ホーム佐保苑

担当:事務長 奥上智子 電話番号:0742-46-7667

以上